



栃木県公報

平成16年
3月31日(水)
号外
第39号

目 次

規 則

食品衛生法施行細則等の一部改正	1
と畜場法施行細則等の一部改正	2

規 則

栃木県規則第39号

食品衛生法施行細則等の一部改正する規則を次の如く定める。

平成十六年三月三十一日

栃木県知事 福田昭夫

食品衛生法施行細則等の一部改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 食品衛生法施行細則(昭和三十一年栃木県規則第39号)の一部を次の如く改正する。

同規則第39号中「届出者 氏

名印」を「届出者 氏

名印」

に改める。

(本人署名の場合は押印省略可)

(クローク法施行細則の一部改正)

第二条 クローク法施行細則(昭和三十三年栃木県規則第78号)の一部を次の如く改正する。

「 生年月日

同規則第39号中「(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)」を

「(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

に改める。

(本人署名の場合は押印省略可)

生年月日」

(理容師法施行細則の一部改正)

第三条 理容師法施行細則(昭和三十八年栃木県規則第39号)の一部を次の如く改正する。

同規則第39号中「(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)」を

「(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

に改める。

(本人署名の場合は押印省略可)

(美容師法施行細則の一部改正)

第四条 美容師法施行細則(昭和三十九年栃木県規則第39号)の一部を次の如く改正する。

同規則第39号中「(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)」を

「(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

に改める。

(本人署名の場合は押印省略可)

(森林組合法施行細則の一部改正)

第五条 森林組合法施行細則(昭和五十二年栃木県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削り、第十一条を第十一条とする。

附 則

1 1)の規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 第五条の規定による改正前の森林法施行細則第十一条に規定する残高試算表で平成十六年三月末現在の出資の残高に係るものの作成及び提出については、なお従前の例による。

(行政システム改革室)

栃木県規則第三十一号

ヒ畜場法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

栃木県知事 福田昭夫

ヒ畜場法施行細則等の一部を改正する規則

(ヒ畜場法施行細則の一部改正)

第一条 ヒ畜場法施行細則(昭和十九年栃木県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ヒ畜場法施行細則

第一条中「ヒ畜場法」を「ヒ畜場法」に、「ヒ畜場法施行令」を「ヒ畜場法施行令」に、「ヒ畜場法施行規則」を「ヒ畜場法施行規則」に改める。

第二条第一項第一号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「ヒ畜場」を「ヒ畜場」に改め、同項第二号中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「ヒ畜場」を「ヒ畜場」に改め、同項第六号中「第四条」を「第七条」に、「ヒ畜検査申請書」を「ヒ畜検査申請書」に、「別記様式第六号」を「別記様式第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第五号中「第三条第一号」を「第四条第一号」に、「ヒ畜場外ヒ級許可申請書」を「ヒ畜場外ヒ級許可申請書」に、「別記様式第五号」を「別記様式第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 令第五条第一項第一号の規定による牛の放し畜場外への持出し許可申請書

別記様式第八号

九 令第五条第一項第一号の規定による牛の卵巢のヒ畜場外への持出し許可申請書

別記様式第九号

十 令第五条第一項第二号の規定による断畜の肉等のヒ畜場外への持出し許可申請書

別記様式第十号

第二条第一項第四号中「第九条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に、「自家用ヒ級届」を「自家用ヒ級届」に、「別記様式第四号」を「別記様式第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「ヒ畜場使用料及びヒ級解体料」を「ヒ畜場使用料及びヒ級解体料」に、「別記様式第二号」を「別記様式第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 法第七条第六項の規定による衛生管理責任者設置又は変更届

別記様式第三号

四 法第十条第一項により読み替えて適用される法第七条第六項の規定による作業衛生責任者設置又は変更届

別記様式第四号

第二条第一項を削り、同条第二項中「第一項第四号」を「前項第六号」に、「ヒ落しもひとする」を「ヒ落しもひとする」に、「第五号」を「同項第七号」に、「第六号」を「同項第十号」に、「ヒ落又は」を「ヒ落又は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を削る。

第二条を削る。

第四条中「第四条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改め、同条第一号中「並びにしづあい処理場」を削り、同条を第三条とする。

第五条の見出しを「(ヒ畜業者等の衛生措置)」に改め、同条中「第六条」を「第九条」に改め、同条第一号中「ヒ級」を「ヒセツ」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

別記様式第一号中「別記様式第1号」を「別記様式第1号(第2条関係)」に、「第3条第2項」を「第4条

第2項」**「写」**や**「写し」**、**「行なおう」**や**「行おう」**、**「概数」**や**「概要」**、**「行なう」**や**「行う」**、**「お届けします」**や**「届け出ます」**、**「許可、指令番号」**や**「許可指令番号」**。

「**別記様式第2号**」や**「別記様式第2号(第2条関係)**」、**「第3条第3項」**や**「第4条第3項」**、**「お届けします」**や**「届け出ます」**、**「許可、指令番号」**や**「許可指令番号」**。

「**別記様式第6号**」や**「別記様式第6号(第2条関係)**」、**「(と殺)**や**「(とさつ)**、**「昭和年月日」**や**「年月日」**、**「と畜場でと殺(解体)したいので、と畜場法施行令第4条」**や**「と畜場でとさつ(解体)したいので、と畜場法施行令第7条」**、**「と畜依頼人氏名」**や**「と畜依頼人氏名」**。

「 産地 」	「 産地 」	「 病歴 」	「 投薬歴 」	「 と畜場法第9条第1項第2号 」や 「と畜場法

「**第13条第1項第2号**」**「と殺した」**や**「とさつした」**、**「と畜場」**や**「と畜場」**、**「と畜場法第9条第1項第3号」**や**「と畜場法第13条第1項第3号」**、**「と畜場法施行規則第5条第2項」**や**「と畜場法施行規則第15条第2項」**、**「または」**や**「又は」**。

「**別記様式第5号**」や**「別記様式第5号(第2条関係)**」、**「と畜場外と殺許可申請書」**や**「と畜場外とさつ許可申請書」**、**「第3条第2号」**や**「第4条第2号」**、**「と殺しよう」**や**「とさつしよう」**、**「と殺場所」**や**「とさつ場所」**。

別記様式第8号(第2条関係)

年 月 日

栃木県 食肉衛生検査所長 様

氏名

印

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

次のとおり牛の皮をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第1号の規定により申請します。

1 と畜場の名称及び所在地

2 牛の皮の持出しを開始する年月日及び期間

3 1日に持出しを行う牛の皮の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

4 牛の皮の持出しを行う者の住所及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先

5 運搬の方法並びに牛の皮の落下及び紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運 搬 の 方 法	落下及び紛失防止措置内容

6 持ち出された牛の皮を保存する者の住所及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者連絡先

7 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

8 その他

(注)申請に際しては、次の書類を添付すること。

- 1 牛の皮の保存場所の図面
- 2 と畜場の管理者が備える牛の皮の持出しについて記録するための帳簿等の写し
- 3 牛の皮の保存を行う者が備える皮の保存について記録するための帳簿等の写し
- 4 化製場等に関する法律第3条第1項(同法第8条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けていることを証する書類の写し

別記様式第9号(第2条関係)

年 月 日

栃木県 食肉衛生検査所長 様

氏名

印

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

次のとおり牛の卵巣をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第2号の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及び期間
- 3 1日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

- 4 牛の卵巣の持出しを行う者の住所及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先

- 5 運搬の方法並びに牛の卵巣の紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運 搬 の 方 法	紛失防止措置内容

- 6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の住所及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者連絡先

- 7 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

- 8 その他

(注)申請に際しては、次の書類を添付すること。

- 1 牛の卵巣の保存場所の図面
- 2 と畜場の管理者が備える牛の卵巣の持出しについて記録するための帳簿等の写し
- 3 牛の卵巣の保存を行う者が備える卵巣の保存について記録するための帳簿等の写し
- 4 家畜改良増殖法第24条の規定による許可を受けていることを証する書類の写し又は牛の改良増殖に係る研究を行う機関であることを証する書類

別記様式第10号（第2条関係）

年 月 日

栃木県 食肉衛生検査所長 様

氏名

印

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

次のとおり獣畜の肉等をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第3号の規定により申請します。

1 と畜場の名称及び所在地

2 獣畜の肉等の持出しを行う年月日

3 獣畜の肉等の持出しを行う者の住所及び氏名並びに連絡先並びに運搬方法

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先	運 搬 方 法

4 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の住所及び氏名並びに連絡先

焼却者の氏名	住 所	連 絡 先

5 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

焼却施設の名称	所 在 地	連 絡 先

6 その他

(注) 申請に際しては、次の書類を添付すること。

1 と畜場の管理者が備える帳簿

2 獣畜の肉等を産業廃棄物として処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による許可を受けていることを証する書類の写し

「別記様式第4号」や「別記様式第4号(第2条関係)」、「自家用と殺届」や「自家用とさつ届」、「自家用と殺を」や「自家用とさつを」、「第9条第1項第1号」や「第13条第1項第1号」、「お届けします」や「届け出ます」、「と殺年月日」や「とさつ年月日」、「と殺場所」や「とさつ場所」、「と殺しよう」や「とさつしよう」の記述は、この様式に記載する場合は、この用語を用いてください。

「別記様式第3号」や「別記様式第3号(第2条関係)」、「と殺解体料」や「とさつ解体料」、「第8条第1項」や「第12条第1項」の記述は、この様式に記載する場合は、この用語を用いてください。

この様式は、この用語を用いてください。

別記様式第3号(第2条関係)

年 月 日

栃木県 食肉衛生検査所長 様

氏 名

印

衛生管理責任者設置又は変更届

と畜場法第7条第6項の規定により、衛生管理責任者を設置(変更)したので、次のとおり届け出ます。

- 1 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)
- 2 と畜場の所在地及び名称
- 3 衛生管理責任者の氏名、住所及び生年月日(変更の場合は新旧責任者の氏名、住所及び生年月日)
- 4 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨
- 5 衛生管理責任者を置いた(変更した)年月日
- 6 衛生管理責任者を変更した理由

(注)届出に際しては、と畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

別記様式第4号(第2条関係)

年 月 日

栃木県 食肉衛生検査所長様

氏名 印

作業衛生責任者設置又は変更届

と畜場法第10条第2項により読み替えて準用される同法第7条第6項の規定により、作業衛生責任者を設置(変更)したので、次のとおり届け出ます。

- 1 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)
- 2 と畜場の所在地及び名称
- 3 作業衛生責任者の氏名、住所及び生年月日(変更の場合は新旧責任者の氏名、住所及び生年月日)
- 4 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項により読み替えて準用される同法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨
- 5 作業衛生責任者を置いた(変更した)年月日
- 6 作業衛生責任者を変更した理由

(注)届出に際しては、と畜場法第10条第2項により読み替えて準用される同法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

(食品衛生法施行規則の一部改正)

第11条 食品衛生法施行規則(昭和34年3月25日政令第36号)の一部を次のように改正する。

第11条中「規則」を「規則」、「衛生規則」を「衛生規則」に改める。

第11条中「第五条第一項ただし書」を「第九条第一項ただし書」に改める。

第十一条中「第一条の三第五条第一項」を「第五条第五条第一項」に改める。

第11条中「第十九条の二」を「第四十九条」に改める。

第十一条中「第五十一条第五条第一項」を「第六十八条第五条第一項」に改める。

第十一条中「第五十一条第五条第一項」を「第六十八条第五条第一項」、「第五十一条第五条第一項」を「第六十九条第一項」に改める。

第十一条中「第五十一条第五条」を「第五十一条第五条」に改める。

別記欄が衛生規則中「第1条の2第2項」「第4条第2項」を「第1条の3第3項」、「第5条第2項」を「第1条の2第2項」、「第4条第2項」を「第13条」、「第19条の17第4項第1号」を「第48条第6項第1号」に改める。

別記欄が衛生規則中「第21条第1項」を「第52条第1項」、「第22条から第24条まで」を「第54条から第56条まで」に改める。

「第20条の2」「第68条

別記欄が衛生規則中「第20条の3」を「第69条」、「第22条から第24条まで」を「第54条から第56条まで」、「第20条の4」を「第70条」

に改める。

別記欄が衛生規則中「第21条」を「第71条」に改める。

(栃木県食品衛生条例施行規則の一部改正)

第12条 栃木県食品衛生条例施行規則(昭和34年3月25日栃木県政令第36号)の一部を次のように改正する。

別表第一通篇の規制及び衛生処理の範囲第一項中「第19条の2」を「第31条」、「厚生労働大臣の指定した」を「厚生労働大臣の登録を受けた」に改める。

(衛生処理の事業の規制及び衛生検査に関する法律施行規則の一部改正)

第13条 食衛規則の事業の規制及び衛生検査に関する法律施行規則(平成3年栃木県政令第111号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第十一条第五条第一項」を「第十一条第五条第六項」に改める。

第13条中「第十四条」を「第111条」に改める。

別記欄が衛生規則中「お届けします」を「届け出ます」に改める。

別記欄が衛生規則中「第12条第4項」を「第12条第6項」、「お届けします」を「届け出ます」、「第12条第3項各号」を「第12条第5項各号」に改める。

別記欄が衛生規則中「お届けします」を「届け出ます」に改める。

別記欄が衛生規則中「第14条」を「第32条」、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(井 浩 衛 井 駿)

毎週火・金曜日発行
(当日在休日に当たる)
(ときはその翌日)発 行 人 栃 木 県
郵便番号320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号
新日本印刷株式会社
郵便番号320-0831 宇都宮市新町1丁目7番3号
購読料1ヶ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)